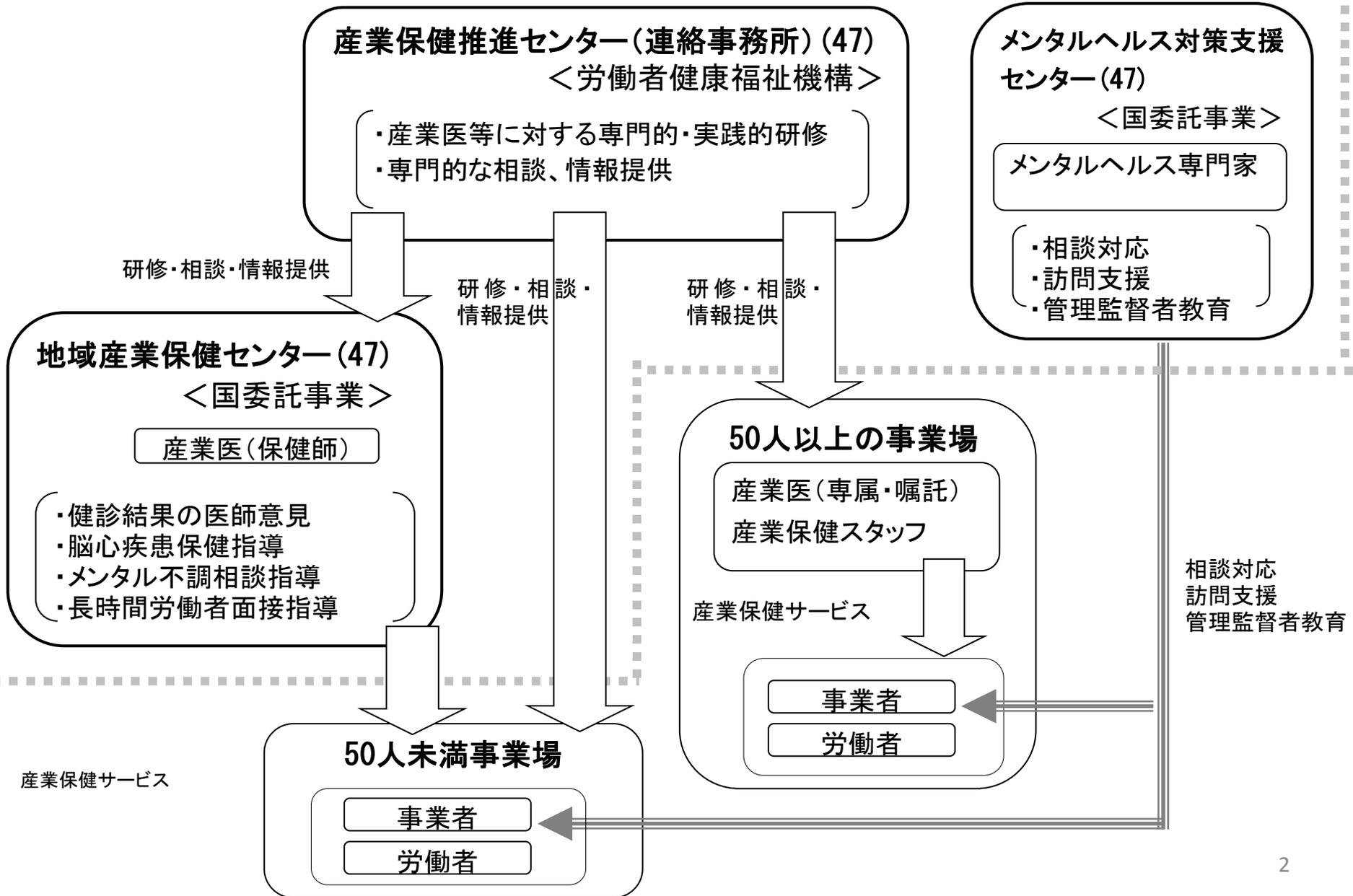


産業保健への支援体制の現状

都道府県産業保健推進センター
メンタルヘルス対策支援センター
地域産業保健センター

注:この資料は第1回検討会の資料3と同じものです。

産業保健への支援体制



都道府県産業保健推進センター（連絡事務所）

（対象：産業医等の産業保健関係者）

1. 産業医等に対する研修その他の支援
2. 産業保健に関する専門的相談
3. 産業保健情報の収集提供等
4. 産業保健に関する広報啓発
5. 地域産業保健センターの支援

（独立行政法人労働者健康福祉機構法）

第12条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 ～二（略）

三 労働者の健康に関する業務を行う者に対して研修、情報の提供、相談その他の援助を行うための施設の設置及び運営を行うこと。

四～九（略）

2 （略）

メンタルヘルス対策支援センター

趣旨・目的

- 地域における職場のメンタルヘルス対策の中核的機関として全国47都道府県に設置
- メンタルヘルス不調の予防から復職支援まで職場のメンタルヘルス対策を総合的に支援

事業内容

- 事業者、産業保健スタッフ等からの相談に対応
- 専門家による個別事業場に対する訪問支援の実施
- 職場の管理職に対する教育の実施
- 職場復帰プログラム作成支援
- 相談機関の登録・公表、事業場への紹介等の実施
- 事業者、産業医、主治医、相談機関、行政機関等とのネットワークを構築等

地域産業保健センター

(対象:50人未満の小規模事業場)

1. 特定健康相談

1. 健診実施後の医師の意見聴取への対応
2. 脳心臓疾患のリスクが高い労働者の保健指導
3. メンタル不調を自覚する労働者に対する相談・指導

2. 長時間労働者に対する面接指導

(労働安全衛生法)

第19条の3 国は、第十三条の二の事業場の労働者の健康の確保に資するため、労働者の健康管理等に関する相談、情報の提供その他の必要な援助を行うように努めるものとする。

(労働安全衛生規則)

第15条の2 (1項 略)

2 事業者は、法第十三条第一項の事業場以外の事業場について、法第十三条の二に規定する者に労働者の健康管理等の全部又は一部を行わせるに当たっては、労働者の健康管理等を行う同条に規定する医師の選任、国が法第十九条の三に規定する援助として行う労働者の健康管理等に係る業務についての相談その他の必要な援助の事業の利用等に努めるものとする。

事業実績

都道府県産業保健推進センター（平成22年度）	
相談件数	34,563件
研修実施回数	4,656回
研修受講者数	147,116人

メンタルヘルス対策支援センター（平成22年度）	
相談対応	17,424件
訪問支援	10,881件
管理監督者教育	2,095件

地域産業保健センター（平成21年度 347箇所）	
相談窓口利用者数	85,086人
事業場訪問回数	12,694回 <small>（健康相談 84213人 教育 1732回）</small>
面接指導利用者数	11,215人